

平成29年度
宮古市教育行政方針

平成29年2月20日

宮古市教育委員会

平成29年度宮古市教育行政方針

平成29年宮古市議会3月定例会の開会にあたり、平成29年度の教育行政方針について申し上げます。

1 はじめに

教育行政の推進につきましては、宮古市教育振興基本計画の基本施策である、「生涯学習の推進」、「学校教育の充実」、「スポーツ・レクリエーションの振興」、「文化の振興」を着実に実行し、基本目標とする「個性を生かし未来を拓くひとづくり」の推進を図ってまいります。

生涯学習の推進では、市民ひとり一人が生涯に渡り学び続けることができる学習環境を整備するとともに、子ども達の読書に親しむ環境の充実や各世代における学習機会の創出に努めてまいります。

学校教育の充実では、児童生徒の「健康な体」、「豊かな心」、「確かな学力」の定着を図り、変化の激しい社会の中でも力強く生き抜く「生きる力」を育む取り組みを、教育振興基金も活用しながら、学校、家庭、地域が連携して進めてまいります。

また、東日本大震災や台風10号により被災した家庭の児童生徒の就学支援や心身のケアにつきましても、継続して支援してまいります。

スポーツ・レクリエーションの振興では、広く市民が親しむことが出来るスポーツ環境整備を進め、生涯スポーツの促進とともに、関係機関と連携・協働し、各種スポーツの振興を図ってまいります。

文化の振興では、多種多様な芸術鑑賞機会の提供はもとより、本市の貴重な文化財を保存・活用し、地域の風土に培われてきた郷土芸能や民俗資料を後世へ伝承する施策を展開し、地域文化の振興と創造を図ってまいります。

今日、社会情勢や教育環境の変化などにより、従来にも増して教育委員会の果たすべき役割と責任が重要となっていることを十分に認識し、市民の皆様の期待に応えられる教育行政の推進に向け取り組んでまいります。

以上の基本方針を踏まえ、平成29年度の教育施策の概要について申し上げます。

2 部門別方針・重点施策

(1) 生涯学習の推進

生涯学習の推進につきましては、市民が「いつでも・どこでも・誰でも」自分にふさわしい方法で自由に学習機会を選択して、その学習成果を地域や社会

活動に生かすことができる環境づくりを関係団体と連携・協働して進めてまいります。

また、生涯学習情報の発信や相談体制の充実を図り、学習内容に応じた指導者や生涯学習ボランティアの派遣、紹介を行うほか、指導者の養成に努め、市民の自主的、自発的な学習活動を支援してまいります。

生涯学習環境の整備につきましては、被災した堀内地区センターの災害復旧工事、田老公民館の高圧電気機器設備改修及び八木沢地区センターの移転新築に向けた実施設計を行うとともに、老朽化した磯鷄公民館の屋根改修工事に着手いたします。

復旧整備が完了する高浜地区センターにつきましては、地域住民の新しい交流の場となるよう利用促進を図ってまいります。

家庭教育の支援につきましては、幼児期の心とことばを育む「ブックスタート事業」を推進するほか、子どもの発達段階に応じた各種講座、親子が一緒に楽しめるイベント等を企画・開催し、多様な学習機会の創出を図ってまいります。

青少年の学習活動の支援につきましては、家庭、地域、学校と連携した体験学習や創作活動などの世代間交流を図る事業を積極的に実施してまいります。

地域コミュニティの再生支援につきましては、子どもの安全な居場所を確保するための「放課後子ども教室」を継続して開設するとともに、地域で子どもの学びを支援する「学校支援地域本部事業」により、地域コミュニティの連携強化を図ってまいります。

成人の学習活動の支援につきましては、関係教育機関や各種団体等と連携した講座等の支援を行うほか、積極的な情報発信に努めてまいります。

また、市民の学習成果の発表の機会として「公民館まつり」や「音楽芸能発表会」等を開催するほか、高齢者が、生きがいのある生活を楽しむことができるよう「社会経験者大学」等を開設してまいります。

「読書まち宮古」の推進につきましては、おはなし会や読み聞かせ等の内容を充実させ、子どもたちが本に親しむ機会の拡充に努めてまいります。

市立図書館においては、図書資料の充実はもとより、企画展、こども映画会等の開催のほか、保育所、公民館等への団体貸出や移動図書館車による巡回貸出により、広く市民の読書活動を推進してまいります。

また、館内照明のLED化を図るほか、飲食室等の改修を行い、利用者の利便性に配慮した施設整備を進めてまいります。

(2) 学校教育の充実

学校教育の充実につきましては、児童生徒の「生きる力」を育む教育に取り

組んでまいります。

「確かな学力」を育む教育の推進につきましては、教育研究所の研究発表会や各種研究会の「わかる授業」の実践により、教員の授業力向上を図ってまいります。

また、小学校全学年と中学校1・2年生において学力検査を行い、その実態を分析するほか、中学校区の小・中学校が学力向上に向け連携して取り組む「みやこ学力向上ネットワーク事業」を実施いたします。

「豊かな心」を育む教育の推進につきましては、「ふるさと宮古」に自信と誇りを持つことができる児童生徒を育成するため、総合学習や道徳などで地域教材を積極的に活用してまいります。

また、「みやこ・イングリッシュ・キャンプ」や沖縄県多良間村との児童生徒交流体験活動等を通じて、児童生徒のコミュニケーション能力の育成と国際理解、相互理解の学びを深めてまいります。

児童生徒の読書活動につきましては、学校図書館支援員等を引き続き配置し、学校、地域ボランティア、市立図書館と連携した魅力ある学校図書館づくりを進め、児童生徒の自発的、主体的な学習活動による「読書まち宮古」を一層推進してまいります。

「健やかな体」を育む教育の推進につきましては、児童生徒の体力向上に向けた取り組みを進め、複数の中学校が合同練習等を行う「宮古・JHSパワーアップ作戦」の実施により、部活動の充実を図ってまいります。

また、学校保健活動や健康教育を推進し、「自分の健康には自分で責任を持つ」という意識の醸成につなげてまいります。

特別支援教育につきましては、障がい等により支援の必要がある児童生徒の自立や社会参加に必要な力を培うため、特別支援教育支援員等を配置するとともに、こども発達支援センターや福祉部局等と連携して支援に努めてまいります。

また、教育上、特別な支援が必要な就学前の子どもや児童生徒につきましても、円滑な就学に向けて、就学支援相談員等と連携し、適切に対応してまいります。

相談・支援体制につきましては、不登校やいじめ等に関する教育相談体制の充実を図り、児童生徒の心のケアについても、スクールカウンセラー、医療・福祉の専門機関と連携して支援してまいります。

いじめ問題に関しては、いじめ防止対策推進法に基づき、学校、家庭と連携を密にし、いじめ防止について、適切かつ真摯に対応してまいります。

また、中学生の学校生活の安定や基礎学力の向上を図るため、引き続き学校支援員を配置いたします。

教育環境の充実につきましては、教育の機会均等のため、就学支援や通学支援のほか、奨学金の貸与により高校や大学等への進学に対する支援をまいります。

また、「東日本大震災教育支援金制度」により、震災で保護者を亡くした児童生徒に対する教育支援を継続して行っております。

学校の適正配置につきましては、「宮古市立小・中学校適正配置実施計画」を新たに作成し、児童生徒の教育環境改善のための適正配置を進めてまいります。

学校施設の整備につきましては、児童生徒が安全で快適に学ぶことができる施設の環境整備に努め、第一中学校暖房設備改修工事、宮古西中学校校舎屋根等改修工事、第一中学校ほか8校の屋内運動場照明LED化工事を順次実施してまいります。

また、児童生徒に対する環境教育への活用や避難所機能の強化を図るため、宮古小学校、山口小学校、第二中学校及び津軽石中学校に太陽光発電システムを整備いたします。

(3) スポーツ・レクリエーションの振興

スポーツ・レクリエーションの振興につきましては、市民が明るく豊かで活力に満ちた生活を送ることができるよう、いつでも、どこでも気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめる環境づくりを進めてまいります。

推進体制につきましては、一般財団法人宮古市体育協会、宮古市スポーツ推進委員及び関係団体等と連携・協働し、生涯スポーツの促進と推進体制の充実を図っております。

指導者の確保・育成につきましては、競技スポーツの指導者やスポーツ推進委員を専門的な研修会に派遣するほか、ニュースポーツ講習会等を開催し、指導者の確保・育成に努めてまいります。

活動機会の提供につきましては、市民をはじめ多くの方が気軽に参加できる「宮古サーモン・ハーフマラソン大会」、「三陸シーカヤックマラソン大会」を支援するとともに、子どもたちの健康増進を目的とした「スポーツチャレンジ事業」を実施してまいります。

また、「スポーツを通じた健康づくり」に関して連携・協力を締結した大学の協力のもと、健康寿命を伸ばすための「スポーツ・健康づくり事業」を関係課と連携し、実施してまいります。

さらに、大学の合宿等の誘致により、地域スポーツの活性化を図ることを目的とした「スポーツツーリズム」の取り組みを進めてまいります。

選手の育成強化につきましては、各団体が行う講習会や実践指導を支援する「スポーツ選手育成強化支援事業」により、競技力向上を図っております。

スポーツ環境の整備につきまして、復旧整備が完了する宮古運動公園を市民が気軽にスポーツに親しむことが出来る拠点施設となるよう、利用促進を図るほか、各種大会等を支援し、震災からの復興を全国に発信してまいります。

また、小山田テニスコートにつきましては、利用者の利便性の向上を図るため更衣室を整備し、小・中学校の体育館等につきましては、地域のスポーツ団体等に開放し、施設の有効活用を推進してまいります。

(4) 文化の振興

文化の振興につきましては、市民の心の癒しと安らぎのため、芸術文化の鑑賞機会を数多く提供するとともに、宮古の文化遺産を後世に伝える各種施策を推進してまいります。

芸術文化の推進につきましては、市民文化会館を拠点として震災からの「心の復興」事業である「みやこ復興寄席」を開催するほか、市民の文化活動の一層の推進を図ってまいります。

また、宮古市芸術文化協会、宮古市郷土芸能団体連絡協議会及び民俗芸能活動団体への支援により、市民の芸術文化の振興と郷土芸能及び民俗芸能の伝承活動の推進を図ってまいります。

文化財の保護と活用につきましては、貴重な文化財を後世に伝えるため、崎山貝塚縄文の森公園及び縄文の森ミュージアムを拠点として、文化財の調査・研究と保存・公開活用に努めてまいります。

また、崎山貝塚縄文の森ミュージアムでは、市民や宮古を訪れる方々に宮古の歴史と文化財に関する学習機会を提供するとともに、観光との連携を深め、交流人口の増大につながる施策を展開してまいります。

さらに埋蔵文化財センターでは、震災復興事業に伴い発掘調査された遺跡の資料整理と報告書を刊行し、遺跡調査報告会を開催いたします。

北上山地民俗資料館につきましては、国指定重要有形民俗文化財等の展示、公開、保存、整理を行うとともに、「サテライトやまびこ」と連携して、民俗資料を活用した体験学習や企画展等を開催し、入館者の増加に繋げてまいります。

3 むすびに

以上、平成29年度の教育行政方針について申し上げます。

未来を担う子どもたちが健やかに成長し、市民が生きがいを持ち、充実した生活を送ることができるよう教育環境の充実に努め、教育行政に取り組んでまいります。

議員各位と市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。